（性能に係る技術上の基準）

第二百十一条　質量計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一～四　［略］

五　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇二一）附属書

六　［略］

（使用公差）

第二百十二条　質量計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一～四　［略］

五　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇二一）附属書

六　［略］

（性能に関する検査の方法）

第二百十三条　質量計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一～四　［略］

五　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇二一）附属書

六　［略］

（器差検査の方法）

第二百十四条　質量計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一～四　［略］

五　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇二一）附属書

六　［略］

（表記）

第四百三十五条　ガスメーターの表記事項は、日本産業規格Ｂ八五七一（二〇二二）附属書による。

第四百三十六条　削除

（性能）

第四百三十七条　ガスメーターの性能は、日本産業規格Ｂ八五七一（二〇二二）附属書による。

（性能に係る技術上の基準）

第二百十一条　質量計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一～四　［略］

五　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書

六　［略］

（使用公差）

第二百十二条　質量計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一～四　［略］

五　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書

六　［略］

（性能に関する検査の方法）

第二百十三条　質量計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一～四　［略］

五　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書

六　［略］

（器差検査の方法）

第二百十四条　質量計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一～四　［略］

五　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書

六　［略］

（表記）

第四百三十五条　ガスメーターの表記事項は、日本産業規格Ｂ八五七一（二〇一五）附属書による。

（材質）

第四百三十六条　ガスメーターに使用する合成ゴムの膜の材質は、日本産業規格Ｂ八五七一（二〇一五）附属書による。

（性能）

第四百三十七条　ガスメーターの性能は、日本産業規格Ｂ八五七一（二〇一五）附属書による。

（検定公差）

第四百五十七条　ガスメーターの検定公差は、日本産業規格Ｂ八五七一（二〇二二）附属書による。

（構造検定の方法）

第四百五十八条　ガスメーターの構造検定の方法は、日本産業規格Ｂ八五七一（二〇二二）附属書による。

（器差検定の方法）

第四百六十八条　ガスメーターの器差検定の方法は、日本産業規格Ｂ八五七一（二〇二二）附属書による。

（性能に係る技術上の基準）

第四百七十二条　ガスメーターの性能に係る技術上の基準は、日本産業規格Ｂ八五七一（二〇二二）附属書による。

（使用公差）

第四百七十三条　ガスメーターの使用公差は、日本産業規格Ｂ八五七一（二〇二二）附属書による。

（性能に関する検査の方法）

第四百七十四条　ガスメーターの性能に関する検査の方法は、日本産業規格Ｂ八五七一（二〇二二）附属書による。

（器差検査の方法）

第四百七十六条　ガスメーターの器差検査の方法は、日本産業規格Ｂ八五七一（二〇二二）附属書による。

（表記）

第八百八十三条　ジルコニア式酸素濃度計等（以下この章において単に「濃度計」という。）の表記事項は、日本産業規格Ｂ七九五九（二〇二二）による。

（性能）

第八百八十四条　濃度計の性能は、日本産業規格Ｂ七九五九（二〇二二）による。

（検定公差）

第八百九十六条　濃度計の検定公差は、日本産業規格Ｂ七九五九（二〇二二）による。

（構造検定の方法）

第八百九十七条　濃度計の構造検定の方法は、日本産業規格Ｂ七九五九（二〇二二）による。

（検定公差）

第四百五十七条　ガスメーターの検定公差は、日本産業規格Ｂ八五七一（二〇一五）附属書による。

（構造検定の方法）

第四百五十八条　ガスメーターの構造検定の方法は、日本産業規格Ｂ八五七一（二〇一五）附属書による。

（器差検定の方法）

第四百六十八条　ガスメーターの器差検定の方法は、日本産業規格Ｂ八五七一（二〇一五）附属書による。

（性能に係る技術上の基準）

第四百七十二条　ガスメーターの性能に係る技術上の基準は、日本産業規格Ｂ八五七一（二〇一五）附属書による。

（使用公差）

第四百七十三条　ガスメーターの使用公差は、日本産業規格Ｂ八五七一（二〇一五）附属書による。

（性能に関する検査の方法）

第四百七十四条　ガスメーターの性能に関する検査の方法は、日本産業規格Ｂ八五七一（二〇一五）附属書による。

（器差検査の方法）

第四百七十六条　ガスメーターの器差検査の方法は、日本産業規格Ｂ八五七一（二〇一五）附属書による。

（表記）

第八百八十三条　ジルコニア式酸素濃度計等（以下この章において単に「濃度計」という。）の表記事項は、日本産業規格Ｂ七九五九（二〇一五）による。

（性能）

第八百八十四条　濃度計の性能は、日本産業規格Ｂ七九五九（二〇一五）による。

（検定公差）

第八百九十六条　濃度計の検定公差は、日本産業規格Ｂ七九五九（二〇一五）による。

（構造検定の方法）

第八百九十七条　濃度計の構造検定の方法は、日本産業規格Ｂ七九五九（二〇一五）による。